

日 時	平成26年7月7日(月) 14:05～15:55	場 所	下関市商工業振興センター 3階研修室(1)
委 員	宮川雅美委員、小川雅美委員、石川敏恵委員、下田佳子委員、宗田由美委員、小林淳子委員、 梶山正迪委員、田中義道委員、中川浩一委員、若松佐織委員、藤原康子委員、今村方子委員 [欠席]横山眞佐子委員、藤村整市委員		
事務局	[こども未来部]佐伯部長、福永次長、木村次長(こども育成課長)、西川次長(こども家庭課長)、山崎こども保健課長、 川口こども育成課主幹、富本こども家庭課長補佐、三原こども家庭課主査 [教育部]三好教育政策課長、石田参事(学校支援課長)、藤岡学校安全課長、藤井学校教育課長補佐 [下関市子ども・子育て新制度準備室] 光吉室長、山本主査、大井主査、森永主査、山内主査、田中主査、栗原主査、 加祥主任、金子主任、工藤主任、森主任、峰岡主任、飯田主任主事、大石主事		
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成26年度第2回下関市子ども・子育て審議会 次第 ▶ 放課後児童クラブの現状と運営に関する基準・方向性 ▶ 放課後児童クラブの利用に関する調査の結果 ▶ 下関市が条例で定める各種基準等について ▶ 子ども・子育て支援事業計画策定等スケジュール 		

宮川副会長

みなさん、こんにちは。横山会長が少し遅れていらっしゃいますので、お見えになるまで事務局からの説明等を始めさせていただきたいと思います。

定刻となりましたので、ただ今より、平成26年度第2回目の下関市子ども・子育て審議会を始めさせていただきます。最初に、本日の委員の出席の状況などを事務局からお願いします。

田中主査

本日、藤村委員におかれましては、欠席のご連絡を前もっていただきました。横山会長はおそらくもうすぐお見えになると思います。また、定足数は満たしておりますことをご報告いたします。以上です。

宮川副会長

本日の進行につきましては、次第をご覧ください。本日はここにお示ししている流れで進めてまいりたいと思います。

資料につきましては、事前配布の資料の他に、本日も配付資料がありますので、最初に事務局から説明をお願いいたします。

田中主査

先週、事前に送付させていただきました資料、こちらに議事次第も付けさせていただいておりました。もしなければ少々用意しておりますので、おっしゃっていただきたいと思います。

事前送付資料の他に、本日、机の上に置かせていただいているもので、グラフが3つ並んでいますA4の資料、こちらは後で児童クラブのご説明の時に使わせていただく資料です。もう一つは「市町村子

ども・子育て支援事業計画」というA4資料を机上に配布させていただいております。それら2つが本日配布の資料でございますので、よろしくお願いいたします。

また、ニーズ調査の結果報告書、この冊子が出来上がりましたので、本日お配りさせていただきました。以上でございます。

宮川副会長

それでは、一番目の議事になります、児童クラブの現状と設備及び運営に関する基準と方向性について、事務局から説明をお願いいたします。

三原主査

失礼します。こども家庭課児童クラブ担当の三原と申します。

放課後児童クラブの新制度の移行に伴う開所時間、利用料金の考え方等の諸課題について、委員の皆様のご意見をいただきたくお時間を頂きました。先程ご説明がございましたように、議事次第で、(1)児童クラブの現状、(2)児童クラブの設備及び運営に関する基準と方向性とお示ししているものについてあわせて説明をさせていただきます。

本市の放課後児童クラブの概要につきましては、お配りいたしました資料の1ページをご覧ください。これにつきましては、25年度1回目の審議会の資料としてもお示したのですが、皆様ご存知のとおり、新制度の概要と当審議会の役割、それから地域子ども・子育て支援事業の数あるメニューの中の1つとしての児童クラブの位置付けが示されています。

続きまして2ページをご覧ください。放課後児童クラブの概要となりますが、目的、対象、開所時間、料金、児童数及び職員数等をお示しています。

児童クラブは、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校3年生までの児童を対象として、遊びや生活の場を提供することにより児童の健全育成を目指すものであります。

児童クラブは現在、市内に47か所、児童数は本年5月1日現在で1,791人となっております。内訳を申しますと1年生が776人、2年生が604人、3年生が403人となっております。過去5年間における児童数は、平成22年度をピークに多少減少しておりますが、ほぼ横ばいの状況にあります。

新制度に伴いまして対象児童や開所時間の延長等を検討しているところでありますが、これにつきましては後程ご説明させていただきます。

資料の3ページになりますが、現在の児童クラブごとの児童数、職員数、施設の種別について記載しております。児童数につきましては地域によってばらつきがありまして、豊北総合支所管内のクラブでは1桁の児童数のクラブもある一方で、本庁管内では70人を超えるクラブもあり様々な状況であります。

施設につきましても、学校の余裕教室を使用しているもの33か所、学校敷地内に専用施設を設置したものの8か所、その他6か所となっております。

続きまして資料の5ページをご覧ください。ここでは、新制度移行に伴います児童クラブの主な改正事項を記載しています。児童福祉法の改正によりまして、これまで原則小学校3年生までが児童クラブの対象とされていましたが、対象が小学校6年生まで拡充されることとなります。

児童クラブの設備及び運営に関する基準につきましては、これまで平成19年度に厚生労働省が示しておりました放課後児童クラブガイドラインがございまして、これはあくまで運営の基本的な事項が示されていましたが、あくまで望ましい方向を目指すものでした。児童福祉法の改正により、児童ク

ラブの設備、運営基準につきましては、国が省令で定める基準に基づき、市町村が条例で定めることとなりました。本年4月に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準として省令が告示されましたことから、新制度に向け、本市においても条例を定めることとしています。告示内容につきましては、資料の7ページにそのまま添付しています。

資料の6ページをご覧ください。4月に国が示した基準のうち、主な基準を抜粋したものでございます。この基準は、従うべき基準と参酌すべき基準とに分かれております。

支援の目的については、ご覧いただいたとおりですが、児童クラブで働く職員については、従うべき基準として、資格と人数が定められました。支援の単位ごとに、2人以上配置すること、うち1人は補助員に替えることができると規定されています。資格につきましては、保育士、社会福祉士、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の資格を持つ者等であって、都道府県知事が行う研修を修了した者となっております。

その他につきましては参酌すべき基準として規定されています。具体的に申しますと、開所日数は1年につき250日以上、設備につきましては遊びや生活の場としての機能、静養するための機能を持った専用の区画を確保すること、その区画については、児童1人あたり概ね1.65㎡以上でなければならないこと、児童の集団の規模・支援の単位につきましては、概ね40人以下であること、開所時間は土曜日、日曜日、長期休業期間において1日につき8時間以上、平日1日につき3時間以上とすることが示されています。

本市の現状といたしましては、開所日数が平成25年度の実績で293日、開所時間は平日5時間、土曜日5時間、長期休業期間10時間となっており、土曜日の開所時間だけが新しい基準を満たしていないこととなります。専用区画については、遊びや生活の場としての専用スペースは確保しているものの、静養するためのスペースについては、専用区画となっていないところがほとんどです。

児童1人あたりの面積1.65㎡については、毎日利用する児童と週に数回利用する児童とがあり、過去3年の児童の登級率を考慮すると、ほぼ充たすものと考えております。

支援の単位40人につきましては、大部分の児童クラブが基準を充たすものと考えますが、一部については、施設の増設などを検討する必要性も認識しています。逆に極端に利用者数の少ない児童クラブについては、近隣の児童クラブと統合していく方向も考えられます。

最後に利用料金につきまして資料の5ページの下の部分に保護者の負担割合、国の負担割合、県の負担割合、市の負担割合の図を記載しておりますが、国が示しています負担割合は、保護者の負担割合50%で想定しております。過去の経緯や事業の財源として消費税増収分が充てられるとしている新制度の趣旨もあることから、利用料金につきましてはこれから慎重に検討していきたいと考えています。

また、本日追加で配付させていただいております資料、放課後児童クラブの利用に関する調査の結果をご覧いただきたいと思っております。

資料のページ番号で申しますと42ページに放課後児童クラブの満足度についての調査結果を掲載しております。この調査は平成25年度の放課後児童クラブの全利用者を対象に行ったものですが、放課後児童クラブへの要望事項の上位3つといたしましては、利用できる学年の延長、利用できる時間の延長、土曜日の終日開級となっております。

資料につきまして説明は以上ですが、最初に申し上げましたとおり、本日は児童クラブの改正に伴う、時間や利用料の考え方等につきまして、委員の皆様方のご意見を賜りたいと思っております。よろしくお願いたします。

宮川副会長

ありがとうございます。それでは、今説明がありました、このことに関してご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員

利用時間の延長についてですが、現在は18時までになっていると思うのですが、保育所の保護者の方のご要望で、19時まで開けてほしいというものが多くあります。

また、夏休みは8時からということになっていますが、地域的なものもあるのかもしれませんが、8時前に行っても入ってはいけないと言われるそうでした。働くお母さん方からしてみれば、実際に保育所は7時から開所していますので、児童クラブも少しでも早めていただければありがたいという声があります。

あと6年生までの対象拡大については本当に要望が多くあったので、新制度になる中でこの対応ができるということでしたら、非常にありがたいことと思っております。

宮川副会長

他にございませんでしょうか。

委員

対象児童ですが、支援の必要な児童と資料に記載してありますが、要支援児童というのはどのような児童になるのでしょうか。

西川次長

要支援の児童というのは、発達障害や身体障害といった障害のあるお子さんで、支援を必要とする児童と位置付けています。療育手帳があったり、医師の診断書があったり、また学校の特別支援学級や特別支援の施設に通所しているような児童が該当いたします。

委員

そうすると、職員の配置については40人までにつき2名という基準のご説明がありました、そのような支援を必要とする子どもに対しては、特別な配置など何かあるのでしょうか。

西川次長

国の基準においても障害加配の考え方はございますし、本市でも、クラブごと必要とされる指導員を加配で増員している現状がございます。このように基本的には対応するようになっておりますが、十分に手厚くできるかという、大人数の中で子ども達と一緒にみているという実態の中で、支援を要する児童だけをみる職員の配置というのは難しい現状があることも確かです。

委員

低学年児童については、基本は生活支援や遊びの指導ということになっていますが、この中に何か学習に関する支援のようなことはなされているのでしょうか。

西川次長

学校から宿題も出されていますので、それを時間内に行う子は行います。また、長期休業中や、水曜など早く帰る日がありますので、そういった時間を使って工作などをすることも指導の中に取り入れております。しかし、学習の指導というのは専門職でもございません。そこまでは指導していないというのが現状でございます。

委員

学習習慣において学習障害があるような子ども達が大変増えているという中で、これをサポートするために、大学生ボランティアを活用いただくという提案なのですがどうでしょうか。

西川次長

現実に、指導員が少ない中で、ぜひ、そのような学生ボランティアに協力いただけることは、私どもとしましてもありがたいというところはございます。

委員

児童クラブは第2種社会福祉事業として行うものかと思いますが、その設置主体というのは、公設公営、菊川町地区の民設民営といろいろあるかと思えます。民設民営の場合は認可となるのでしょうか、どうなのかわかりませんが、いろいろな設置主体があることによって、先程の学生ボランティアの導入が可能になってくるのでしょうか。

○ 西川次長

児童クラブについては、市町村に届出をしていただくことで実施できます。ただし、運営にあたっては、今後市で定める運営の基準に従って行っていただくこととなります。

委員

様々な基準について先程の資料説明の中でありましたが、どのような運営をされているかといった監査のようなものは行っていくのでしょうか。

西川次長

今の時点では、監査については行っておりません。また、今後どのように行っていくかについては、まだ検討しておりません。

宮川副会長

指導員について、この2、3年前から児童25人に1人というようなことを聞いたことがありますが、このあたりはどうですか。40人を2人でみるのもとても大変なようですが。

西川次長

今、国からは40人以下を1つの単位にするというのが、参酌すべき基準で出ております。現状を考えますと、下関市では難しい運営になるかと思えます。

委員

利用するための方法、申込みはどのようになるのでしょうか。

西川次長

現状におきましては、市に入会申込を行っていただいています。その時に、就業や介護等をしているという証明書を提出していただくということになっております。

委員

申込期間、例えば1か月前から事前に申し込むというような、そうした申込期間はどのようになっていますか。

西川次長

現在は1月から次年度の利用申込を受け付けています。以降、保護者が家庭にいないという状況であれば、その都度、受付を行っています。

委員

父兄が一番ありがたいと思うのは、例えば、下の子どもの熱が出たから病院に行きたいので預かってほしいといった緊急時に、預けることができることだと思います。これができたら、ものすごくありがたいことだと思います。

西川次長

それについては、児童クラブは、1か月を単位に入会ということになっておりますので、その日だけ預けるというのは、児童クラブではなく他の制度が対応させていただくことになります。

委員

子育て中のお母さん方は大変です。たくさんストレスが溜まると思います。そういったストレスを発散するために、お預かりするという事はないのでしょうか。

西川次長

児童クラブは就労だけではなく、つというところがありますが、やはり家庭に保護者がいないというのが大前提でございます。ノイローゼ気味でとても家庭でみることができない、養育がきついといった保護者もいらっしゃいますので、そのような方に何かできないかというのは、相談に応じさせていただきます。

委員

対象児の範囲の基準というのは、国の基準でしょうか、市の基準でしょうか。

西川次長

対象児童の範囲は児童福祉法で定められています。児童クラブの運営基準等については、国の省令、基準を踏まえて市が条例で定めます。

委員

では、ここでいい案を出したら通るかもしれないということですね。
わかりました。ありがとうございました。

委員

利用できる学年が延長されて、希望する児童がすごく増えた場合でも、全員受け入れてもらえるようになるのでしょうか。

西川次長

それにつきましては、施設の問題もございますので、やはり優先順位をつけるということになると思います。現在は3年生までですし、待機児童はいない状況でございます。学年を延長して利用希望を募ってみないと何とも言えないところですが、クラブによっては、希望者があまりに多くなると、全てを受け入れられるという体制にはすぐにはできないことも考えられます。

委員

もともと児童クラブができる前に、保育所が学童保育を行ってきた経緯があります。

4年生からの子どもさんの受け入れが大変なのであれば、たとえば地域の保育所に7時までみていただけることができるのであれば、さらにそのようなところも活用できると考えていいのではないかと思います。特に、母園であれば子どもたちも慣れていますし、お母さん方も安心して預けることができます。そのようなことも考えていけたらと思います。

また、参酌基準は参酌基準で、下関市としては基準を少し高めにもっていくということもあるかと。児童クラブで子どもさんはどのようなことをしているのかお聞きすることがあるのですが、やはりたくさんの子どものがいるので、なかなか一人ひとりに先生方の手が行き届かないということがあるようです。できたら40人に1人という部分を少しでも高い基準にすると、もう少し充実した児童クラブになるのではないかと思います。

西川次長

保育所での受入れの件について、下関市はご案内のように民設民営施設は一つでございます。全国的にみれば、民設民営でやっているところはたくさんありますので、ぜひ下関市においても保育所も含め、必要に応じて児童クラブの拡充ができればと思っています。

基準を高めにするというお話でございますが、国が示した基準によって指導員も増員しないといけない現状の中で、基準を高めになると、すぐには対応が難しくなる場所もございます。

委員

北九州市では、民間に委託して運営を任せるシステムもあると聞いたことがあるのですが、下関市はそのような施設はないのでしょうか。

西川次長

1つだけ民設民営で委託を行っておりますので、ないというわけではございません。もし、お考えの事業者なりございましたらお願いしていきたいという思いもあります。

宮川副会長

夏休みなどの長期休業の時には、8時から18時というのは時間的にも長くなりますが、先程ご意見がありましたように、ボランティアの方を受け入れるということはいかがでしょうか。

西川次長

ボランティアのお声があれば、是非やっていただきたいと思います。

委員

地区社協でされているのは、定員は何人くらいでしょうか。

西川次長

現在、定員は25人となっております、民家をお借りして行っております。

委員

新制度の保育分野では、都心部を中心として待機児童を回避するために、家庭的保育とかいったところが今回のテーマになっていますが、民間とタイアップして、学校に入った時にそこに預かってもらうということなどを考えられるのかな、将来的にはそうしたことも視野に入れていくということは難しいですか。

西川次長

どのようにもっていけば、そうしたことができるのかというところはあるのですが、やはり、公設公営でやっていくのにも限界があると思います。受け入れがあるのであれば、そちらのほうに広げていくということも考えられます。

委員

たとえば小さな単位とするというのはどうでしょうか。

西川次長

小さい単位であろうが2人は指導員がいるという国の基準を満たしていただかなければいけませんので、委託する際に費用対効果などどのように考えていくかということもあると思います。

佐伯部長

今、市ですすめております地域内分権、市内を地域に分けて、それぞれの地域で必要なことを地域の皆さんと共にやっていこうと。これから地域ごとに地域協議会が立ち上がっていくと思いますが、その中で、今のようなお考えが出てくれば、地域内分権用の予算というものが当然ついてきます。通常のメニュー、委託料でいけば、若干コストパフォーマンスが悪いところがあっても、地域の中ではこのようなプラス要素があると。今後、地域の特性によって、必要に応じてその地域のメインの1つとして位置づけられることも考えられるのではないかと考えております。

西川次長

民営で児童クラブを運営する際、これは認可行為ではなくて、届出を市に対して行うということになっております。この届出に基づいて、市として報告の徴収や検査ができることとなります。

委員

民営で行う場合はどのようなメリットがあるのでしょうか。たとえば補助が出るといったことがあるのでしょうか。

西川次長

民間で行っていただく場合には、補助金を出しております。

委員

たとえば私立幼稚園が行うことになればどうでしょう。幼稚園では、特に夏休みなどの長期休業中、1桁の児童ですがサービスで行っております。そのようなものが充実すれば、お母さん方も助かるかと思えます。

委員

6年生まで対象拡大の話で、待機児童が出る可能性もあるとのことでしたが、要支援の児童の枠が狭まるということにはならないでしょうか。

西川次長

要支援だから優先順位が下がるというのは考えておりませんので、全体を見た時に、それなりに受け入れられない状況であれば、必要性の高い順から優先していくというところはあります。

委員

要支援の子ども側からすると、特別支援学級では、子ども達は人数が少ない落ち着いた環境にあります。しかし、児童クラブにくると、通常学級の子どもたちと一緒に、まして人数が多いところでの1教室の中で、その子たちにとって本当に居心地がいいかと言うと、それは指導員の方にはとても課題になっていると思います。確かに、保護者にとっては、保護者が帰るまで安心して生活の場の一つとして預かってもらえるという意味ではいいかもしれません。しかし、それが子どもにとって本当にいいのかと言うと、現場にいる指導員はいつも悩んでいます。ハードがたくさんあれば、その子たちが過ごせる環境もつくれますが、現場は学校に1教室のところが多く、その中には、学校が終わって解放感に満ちて入ってくる子たち、通常学級の子どもたちでも学校の問題、家庭の問題などいろいろな問題を抱えて入ってきます。そんな中で、本当に支援の必要な子たちは支援の子たちと過ごしてほしいと、指導員としては思いますが、果たしてそのような環境になっていくのかという疑問ですし、それは指導員としても課題もあり、なかなか難しいと思っています。ハードがしっかりとできていれば、いくらでも受け入れることができると思うのですが、現状としてはなかなか難しいところがあると感じています。

また、先程の緊急時のお預かりのお話もありましたが、学校から帰ってくるまでの安全面も重要です。児童クラブは学校の中にほとんどありますが、山の田第二児童クラブでは学校から少し離れたと

ころに一軒家を借りてそちらを使っています。道路を1本通っていけば着くようなところです。児童クラブはその子の家庭に代わる場所、生活をする場所なので、緊急時に預かる場所ではないと私は思っています。指導員としては、子ども達を皆家庭と同じつもりで預かっていますので、緊急時に利用するところではないと思います。もちろん必要だとは思いますが、病児保育と同じで、病気だと児童クラブでも預かりません。学校を休んでおりますので、病院の中にある病児保育とはまた別なのではないかと思えます。病気の子たちが、普段生活の場所として使っている子ども達の中に急に入って、そこが居場所になるのか、なかなか難しいと思います。

委員

支援を要する子どもたちにとって、大勢の人数の中にいるのが本当にいい環境なのかと感じます。東北の震災があった時には、大勢の方が避難している避難所などで、支援の必要な子ども達にできた取組として、ひとつはテントがありました。個別の空間を子どもたちに確保することができました。

委員

指導員も、支援を要する子たちのクールダウンできる場所をつくろうと、冷蔵庫の段ボールを電機屋からもってきて空間づくりをしたりして工夫して取り組んでいます。そうした場所があるとよいのですが、なかなか難しいです。

委員

確かに教育的な配慮が必要な子たちが、同じクラスや同じ学年のお友達の中に入っていきにあたってそれほど違和感はない気がしますが、1人や2人の学級で特別な支援を受けている子が、大人数のクラブ中に入ってくるとなると違う気がします。今度は預かる側も大変です。

委員

今から夏休みに入りますが、夏休みのみ利用するという子ども達が最近とても多くなっています。お母さん方の仕事が16時ぐらいまでで、普段は1年生でも学校の授業が長いのでクラブを利用していない子たちが、夏休みは1人で家に置いておくのは保護者も心配だからということで、お預かりすることが多いのです。どちらかというと、そうした子ども達が、今から夏休みにクラブに入ってきて、今まで利用していた子ども達とうまく溶け込んでいけるかが心配で、7月の下旬がもっとも指導員が気を使う時期となります。そのような時に、学生のボランティアなりが入ってくだされば大変助かると思います。

委員

山の田の児童クラブをよく目にしますが、皆で楽しそうにやっていて、大変頑張っておられます。うちの卒園児もたくさんお世話になるので、大変ありがたいと思っています。

預かりを考えた場合、たとえば、幼稚園の預かり保育についても、監督官庁からは1か月前に予約をとるように言われています。しかし、それをしていると、お母さん方が緊急の場合に避難するところがないのです。うちの幼稚園は14時で降園なのですが、14時までに電話を頂ければ預かっています。園児は200人程度ですから全員がお友達みたいなものです。5歳児が3歳児の手を引いて、おしっこと言ったらトイレに連れていったり楽しくやっています。簡単なことではありませんが、あまり

危惧ばかりしていても、今度は危惧するほうが大変です。監督官庁である県の言うことはわかりませんが、従いません。その代わりに、現場は現場で、お母さん方が一番喜ぶことを子どもにデメリットがない形でやっていると言っています。だから、もう少し幅を持っていただけたらありがたいです。大変なのはよくわかります。頑張ってください。

委員

緊急時といたしますか、たとえば健康診断やお母さんが入院されるなどの特別な際には、十分に皆対応されています。

委員

保育所の保育士や幼稚園教諭は、着任後も研修はあると思うのですが、資料の放課後児童クラブの指導員の要件として研修を修了した者とありますが、指導員として着任した後の研修制度というのは、どうなっているのでしょうか。

西川次長

決められたものは、今のところはありません。ただ十分ではないかもしれませんが、発達障害のある子ども等の受け入れもありますので、そうした対応などの研修は、児童クラブの協議会のようなところが行っているものが年間に何回かございます。

委員

放課後児童クラブという独特の異年齢の学級経営は、非常に難しい面があると思います。ですから、通常の小学校学級や、幼保の学級運営とは違った意味の研修みたいなものを民営でやってもいいのですが、これに対する助成制度や補助金制度などがあっていいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

西川次長

民間で開催する研修に対する補助金制度はありません。
公設公営の児童クラブの指導員に対しては、市で研修を行っています。

委員

10年以上前から山口県の学童保育講座というのがあるのですが、最初は指導員が自費で行っていました。しかし、途中からは市もこれは必要ということで、指導員全員参加で、市でバスをチャーターして、研修の一つとして参加するようになりました。この研修会は指導員としてもすごく有意義です。

木村次長

先程のお話の障害のあるお子さんの放課後の過ごし方に関してですが、現在、特別支援学級に在籍しているお子さん達については、指導員が受け入れることができる範囲内で、放課後児童クラブを利用いただいている状況です。また、総合支援学校に通っている児童や、もう少し障害の重い児童については、放課後児童デイサービスを利用しておられると思うのですが、下関市以外では、放課後児童デイサービスを行っている事業者がバスを用意して、学校に迎えに来て、そして自分のところで預か

るというようなところもあると聞いております。

今は、皆の中で一緒に過ごすという流れ、考え方になってきているのに、それが良いことかどうかというのは別としまして、放課後に限っては、皆の中ではなく、分かれなないといけないという状況にもなるのかもしれませんが、そのような例もあります。

宮川副会長

70人くらいの児童がいるクラブは2クラスに分かれますよね。募集の段階で、子どもたちにおいて支援を要するかどうかかわかると思います。そうした場合、学校の状況にもよると思いますが、空き教室を利用してという考えはございますか。

西川次長

学校施設の利用につきましては、教育委員会の協力のもと行っていますが、児童クラブの利用者が多い学校では、学校の児童の数も増えていますので、空き教室自体がなかなか難しいという状況がございます。そういった中で、国からも、厚労省と文科省が学校施設の活用の推進ということで文書も出してありますので、極力教室を利用させていただくという方向で調整を進めさせていただいております。

宮川副会長

それでは、次の議題に移りたいと思います。下関市が条例で定める各種の基準等について、事務局から説明をお願いいたします。

峰岡主任

事前に送付させていただいております下関市が条例で定める各種基準等についてという資料をご用意ください。新しい制度開始に向けて、ただ今ご協議いただいた児童クラブの基準もそうなのですが、下関市で条例において定めていかなければいけない基準等が様々あります。

第4回の審議会でもご意見をいただきましたが、これを踏まえまして6月に公布されました条例について、資料の表面で紹介をさせていただいております。

1番上の下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例、これは幼保連携型認定こども園について下関市が認可をするにあたっての基準を定めた条例です。

さらに上から下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、これらはそれぞれ保育所の認可、そして小規模事業や家庭的保育事業等の認可を行うにあたっての基準を定めた条例です。

上から4番目の下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、下関市が施設あるいは事業を確認するにあたって、いわゆる施設型給付費、地域型保育給付費を支給するにあたっての運営基準を定めた条例です。

以上4つの条例につきましては、3月にこの審議会でご意見を賜り、ご意見を踏まえて条例として定めましたので報告させていただきます。

そして一番下の下関市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例につきましては、前回5月の審議会でもやはりご意見を賜りました。新しい認定こども園法では、幼保連携型認定こども園を認可

するにあたって合議制の機関の意見を聴取することが義務付けられていますので、今後、下関市で幼保連携型認定こども園の認可を行っていくにあたり、この審議会でご意見を賜ることといたしまして、条例改正いたしましたものです。こちらの改正条例につきましては、事前に資料としてお送りいたしております。資料の中で下線を引いている箇所がございますが、こちらの部分が改正いたしました部分とご理解いただければと思います。

資料の裏面をご覧くださいと思いますが、3つの条例を今後整備していくこととして紹介させていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、今しがたご意見をいただきました放課後児童クラブの基準を定める条例です。

子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準を定める条例については、保育の必要性の認定を行うにあたっての保護者の就労時間の下限時間、下関市ではこれを52時間とすることでやはり3月の審議会承認いただいたかと存じますが、こういった保育の必要性の認定基準を定める条例となります。

そして、保護者にとりましても関心の高いところであるかと思えます教育・保育の利用者負担を定める条例です。利用者負担につきましては、先月、国の考え方、この概要的なものがはじめて示されました。本日、国の資料もご用意をと思いましたが、資料の中で誤謬があったといいますが、多くの自治体からも国に問合せが寄せられており、あらためて国から整理された資料が示されるとうかがっていますので、これを確認次第、委員の皆様方にもご提示したいと考えておまして、また下関市の利用者負担を設定するにあたり、委員の皆様方のご意見をいただく機会をぜひ設けたいと思っております。

ただ、来春からの幼稚園、保育園あるいはこども園の入所申込の手続を10月から開始したいと考えております。逆算しますと、保護者の申込にあたり利用者負担にかかる考え方を示さなければならぬところでもありますので、大変タイトなスケジュールかと思っておりますが、委員の皆様のご意見もいただけたらと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、前回の審議会の最後に、下関市立就学前施設の整備基本計画の資料を席上配付させていただきました。その後6月6日付で、計画の素案を郵送にてお手元にお届けいたしました。委員の皆様とあわせて、私立の幼稚園、保育園の設置者の方々にも計画の素案をお送りしています。

新制度の開始にあたりましては、私立幼稚園については新制度に移行するかしないか、あるいはこども園に移行するかしないか、私立保育園についても認定こども園に移行するかしないか、さらに定員設定をどう設定するか。こういった点について、施設の意向調査を現在行っております。この私立施設の調査結果を受けて、市立施設の計画において必要な修正等を行い、計画素案から計画案として固めて、広く市民に提示し、最終的に今年度中の計画の策定というものを目指しております。

もう一つ補足ですが、計画の中で27年度からこども園として開園を予定している施設がございます。公立施設ですので幼稚園にしましても、保育所にしましてもそれぞれ設置条例がございます。こども園につきましても同様に、その設置条例について市議会に諮って定めなければなりません。今考えているところでは、早いところで9月に条例案を提示したいと。10月から来春の申込がはじまりますので、申込時にはこういった施設がございますとお示ししたいと考えております。もちろん私立施設も含めて、市内にはこういった施設がある、選択肢がありますというものを示したうえで、募集、申込手続を行っていきたくて考えておりますので補足させていただきます。

以上、下関市が条例で定める各種基準等についての説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

いたします。

宮川副会長

ただ今の説明に関して、ご意見等ございますでしょうか。

委員

広報の仕方ですが、10月から来年度の園児の募集を行うというかなり厳しいスケジュールの中で、どのように市民の方々、また事業者の方々にお知らせするのでしょうか。

峰岡主任

実は事務局でも、大変悩んでいるところです。例えば今、施設をもう既に利用されてらっしゃる方、在園児、あるいは在園児の保護者については、保育所、幼稚園、施設の協力をいただきながら、直に広報ができるのではないかと考えております。一方で、実際に施設を利用されていらっしゃらない方、また、これは入所だけではなく、いわゆる子育て支援のいろいろなサービスがございますので、そのようなサービスも含めて、実際に在宅でいらっしゃる子どもさん、親御さんに対して、どのように広報をしていくかというところは、いろいろ考えていきたいと思っておりますし、施設の皆様方、また委員の皆様で、このような方法がもしかしたら隅々まで行き届くのではないかというご意見がいただけるようでしたら、逆にいただきたいと思っております。

木村次長

広報については、職員でどうしようか悩んでいるのですが、ポスターとチラシをあらゆるところに配布しようという話をしています。たとえば産科、小児科医院、もちろん子育て支援施設など、皆さんが集われるところに置いていきたいと思っております。

10月に向けて、保育料はどのようになるかというところでは紙面掲載も早めに行えるかもしれませんが、今、選択肢としての保育園、幼稚園、認定こども園などの施設がどこにあるかというところ、施設の一覧表まで載せるべきだと考えています。先ほどご説明いたしました、私立施設の事業者の方に7月11日までに意向調査について回答いただけるようお願いしているのですが、これも最終決定ではないので、なかなか10月に向けてというのは、時期が早過ぎるようなも思います。

今、悩んでいるところであり、広報についてこのようにするというところが決まってないので、申し訳ありませんが、またアイデアがございましたらお力を貸していただければとも思っています。

委員

今度、法に定めている基準等をというので、これからの資料が出てきてこれから市議会でも承認されていくのだらうと思っておりますが、その中で教育・保育の利用者負担を定める条例というのがあります。

これは、従来でしたら私立幼稚園と公立幼稚園の利用料というのはずいぶん差があるのだらうと思っておりますが、そこについてどう設定していくのか、市町村の裁量、判断、また予算の関係もあるのかと思っておりますが、ここのあたりはどうなのでしょう。

木村次長

公立も私立も保育園については、保育料は全く同じでございます。今、同じ支援制度に入ってきた

ものについては、幼稚園に関しても、公立も私立も同じでないと説明ができないと思います。公立幼稚園の運営費については全て市町村負担なので、国はこうしないといけないということは示していませんが、基本的な考え方としては、保育園と同じような財源の仕組みになるので、公立と私立の差をつけるということは説明が難しいと思います。

ただし、在園児に対しては国も経過措置を想定しており、これについては考えるべきではないかというところ。すでに幼稚園に入っている方で、保育料が大幅に値上げされるような方に関しては、本当に来年からその負担をしていただくのか、または在園児だからということで特別な措置をするのかということについて、国も新しく何かを考えるというガイドがあっただけですので、その部分を考えていかなければいけないと思っております。

下関市の状況としては、国が今示している幼稚園や保育園の利用者負担額の基準が、ずいぶん高くなっています。それに当てはめていくと、私立幼稚園も今よりも高くなってしまっている状況ですので、本市が財源を投入していかなければならないということを考えています。現在、保育園も単市の財源をつぎ込んで保育料を下げておりますので、全体的には財源がどうなるかということ、これも勘案していかなければならないと考えています。

それから先程、国の資料の中の誤謬のお話をいたしました。先週国に問い合わせたところ、今週中には訂正資料を出す旨回答を頂いたのですが、本日これが間に合いませんでした。財政当局との話もできない状況です。しかし、利用者にとりましては、保育料がいくらになるかというのは、本当に大きな問題だと思いますので、急いで検討しなければならないと思っております。

委員

幼稚園、保育園の公立、私立の保育料の件なのですが、事務局からお話があったように、下関市は保育料が公私立とも1本で行くということです。山口県私立幼稚園協会が各市の考え方を調べたところ、幼稚園の保育料について公私立を1本でいくという市町は、なかなか見当たりません。我々としては、下関市がこのようなので、他の市もどうぞ倣ってくださいと各市にお願いしております。この点は、下関市は私立幼稚園からみても大変ありがたいです。

ちなみに現状として、私立幼稚園の保育料は公立幼稚園の3倍ほどです。どの水準でどのように1本化されるかというのは、はっきりまだ国の考え方が出ていないので市も決めかねているという現状でしょうけれども、1本化していくこと、その点は大変ありがたいと我々は評価をしております。

宮川副会長

それでは、よろしいでしょうか。次の議題に入りたいと思います。下関市の子ども・子育て支援事業計画策定等スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

田中主査

ご覧いただく資料は、事前にお送りしましたスケジュールのA4版1枚の資料と、本日机の上に置かせていただいております。国の資料ですけれども「市町村子ども・子育て支援事業計画の策定」という資料です。これは、改めて次回に向けてという意味も含めてお配りしております。

まず、支援事業計画策定等スケジュールということで、表の中で子ども・子育て審議会という欄がございますが、次回が8月26日の開催を予定しておりますが、教育・保育、並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容ということで、需要量の数値についてはこれまでお示ししてきたと

ころですが、今度は供給体制、この具体的な数字についても事務局から提案させていただいたものについて審議いただくことを考えています。そして支援事業計画の素案と記載していますが、前回の審議会ですらいろいろと理念的なところなどを議論いただきました。それも含めまして支援事業計画として全体的にまとめたもの、素案という形でみていただきたいというのが2番目です。また「市町村子ども・子育て支援事業計画の策定」という資料は、次回、供給体制についてご議論いただく上での参考として本日配付させていただいたものです。そして、3番目の利用者負担について、これは先程もお話しさせていただきましたが、8月の後半のタイミングですので、少なくとも27年度に入園をお考えの方に対するご案内の仕方とかも含めて提示させていただくことを考えているところでございます。

続きましてスケジュールで9月の後半にやはり審議会の開催を予定しています。日程なのですが、諸事情もございまして9月29日の月曜日の開催を進めさせていただきたいと考えております。9月の審議会では、支援事業計画について10月にパブリックコメントにかけることを予定していますので、計画の最終確認の意味も込めて、内容を審議いただきたいと考えております。もう一つ、先程も条例関連の説明の中でも触れさせていただきましたが、認定こども園の調査・審議の役割もこの審議会に担っていただくことになりました。市内で認定こども園の認可の申請があった場合に、この9月の審議会に調査・審議を行っていただくことを想定しているところでございます。

スケジュール資料で2行目に支援事業計画策定とありますが、9月の審議会でのご意見をいただいた後、県に提出いたします。それからパブリックコメントを実施して、市民からの意見もいただいて、その後は、必要となる計画の修正、調整を行いつつ、審議会でも確認いただいて、最終的には年度末に支援事業計画を、県を通じて国に提出するというスケジュールとしております。

3行目に各地域での市民への説明会とありますが、先程も広報の話がありましたが、広報のやり方の1つとして説明会も考えているところでございます。入園手続の方法、区域内の施設の状況、利用者負担などについては8月の中旬くらいからはじめたいという思いがあります。ただし、当方で説明できる用意ができていなければこれも行えないので、全般的に市民に向けた広報をどうやっていくかについて考えているところでございます。そして10月から申込手続をはじめると。私立幼稚園では早いところでは9月から園児募集を開始される園もあるかと思っております。新制度においては認定という作業も入ってきます。そういったことから、具体的に10月の何日からというのは決定していませんが、10月から手続をはじめることが望ましいのではと考えています。

スケジュール資料の4行目に私立事業者の認可事務というのを記載しています。先程申しました幼保連携型認定こども園の認可ですが、事務局の方でおおよそ審査を行ったうえで9月の審議会に審議いただくことを前提といたしますと、7月後半くらいからは事業者の方に手続のご案内をさしあげなければならないと考えております。

次に確認事務についてですが、これは新制度に移行されるすべての施設に関係があるわけですが、8月にはこの手続をはじめることが必要であろうと考えております。

一番下には、支給認定事務フロー、給付事務フローと記載していますが、利用者の10月の申込手続を開始する前に、当然に事業者の方々に対しても手続等についてご案内をしたいと思っております。

以上、新制度に向けた全体的な工程についてイメージいただきたく説明させていただきました。

次回8月開催予定の審議会の議題1番目の供給体制についてですが、次回あまり時間がとれなかったらいけませんので、資料「市町村子ども・子育て支援事業計画の策定」をご覧ください。国の資料ですのでページが途中からはじまっていますが、表題の次の21ページ、ここは子ども・子育て支援の意義、理念的なことが記載されています。

22、23 ページは支援事業計画のイメージ、と題して説明していますが、22 ページには計画は5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画、と基本的なことが記載してあります。あらためて申しますと、教育・保育、幼稚園、保育園や認定こども園の関係の需要と供給、プラス地域子ども・子育て支援事業、13事業の需要と供給の数字も入ってきます。次回これについてもご議論いただきますので結構なボリュームの内容となることが予想できます。

23 ページは、具体的に量の見込と確保の内容、実施時期等、もう少し具体的に検討するべきことが記載されていますが、下の方の四角の中に丸が7つほど書かれています。支援事業計画の必須記載事項とされているのが上の丸の4つでございます。区域、学校教育・保育の確保の内容、地域子ども・子育て支援事業の確保の内容、そして、認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項の4つが必須項目とされています。下の丸の3つの項目については、任意の記載事項とされていますが、下関市では、支援事業計画の位置付けとして、次世代育成支援行動計画を引き継ぐものともしていますので、この3つの項目についても計画の中で記載していくこととなります。

区域につきましては下関市では10区域と決めました。

学校教育・保育の確保の内容、そして地域子ども・子育て支援事業の確保の内容につきましては、需要と供給ということで次回の審議会でご議論いただきます。

認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項というのは、下関市において、認定こども園に関してどのように考えていくか、推進していくか、また保育園、幼稚園等と小学校との連携についてどのように考えていくかという内容を盛り込みます。次回の審議会でご計画素案としてお示しできるかと思います。

もう一つ、需要と供給のお話をさせていただく中で、このタイミングで確認をいただきたいのが、25、26 ページをご覧ください。こちらが自治体計画と認可・認定の関係となっています。25 ページ中段に点線で囲っている部分ですが、需要、量の見込が、供給、確保の状況よりも大きいときは原則認可とされています。この度の関係法の改正で、新制度のもとでは原則認可することとされています。逆に需要、量の見込が、供給、確保の状況よりも小さいときは認可・認定を行わないことができるとされています。次に26 ページをご覧くださいと、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行する場合にはやはり原則認可とされています。

また先程、供給が需要を上回っている場合には認可しないことができると説明いたしましたが、26 ページの上段に、都道府県計画で定める数、つまり認定こども園枠というものを設けて対応しなさいということが記載されています。この数、枠については、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定するものとされています。

現在、私立施設の事業者さんに新制度に移行されるかとか、認定こども園に移行されるかといった調査を実施しております。このあたりの結果も踏まえて、8月の審議会でご供給の数字をお示しし、9月の審議会でご認定こども園の認可についての審議をお願いすることとなります。

認定こども園枠という部分について、あらためてご説明が必要かと思ひまして、本日、お話をさせていただきました。説明は以上でございます。

木村次長

少し補足させていただきますと、今ご案内しました認定こども園枠についての都道府県計画についてですが、その枠は、資料にも記載されていますように、下関市の場合は中核市としての支援事業計

画で定めます。審議会で審議いただいた上で決めていくことになります。

宮川副会長

子ども・子育て支援事業計画策定とスケジュールについて、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員

先月、梅光学院大学の先生がお母さん方に向けて子育て支援制度の話をしていただいたのですが、募集人数20名を上回る人数が集まりました。とにかく、今の時点で、お母さん達は皆、幼稚園選びをはじめている段階にあります。

だけど、お話を聞いてもこの新制度が理解しづらいところがあります。先生も厚労省と文科省の資料を使って、わかりやすく説明して下さったのですが、やっぱりわからない。

お母さん達は、とにかく内容よりも、自分たちが希望する幼稚園や保育園は認定こども園になるのかどうか、また来年移行するのか。そのような情報が早く欲しいので、どこに行けばその情報をもらえるのかという質問がたくさんありました。

そこで、今のお話で10月から募集、申込が始まるにあたって8月や9月では、お母さん達はとても困ると思うので、いつ、どこに行けばその情報を入手できるのか、もっと早くに公にすることはできないでしょうか。

木村次長

国の用意している資料に沿って、新制度の情報についてご説明をさしあげるだけなら今すぐにもできます。その状態でも情報が欲しいということであれば、支援センター等で説明会を開催できないです。

委員

下関市は他市に比べてもかなり早いです。早い段階で意向調査をかけておりますし、もちろん幼稚園さんは新制度に移行するか、しないかがあるので7月11日くらいになるのだと思います。

保育所の意向調査は、他市では一切やってない中で下関市だけ先に取組んでらっしゃるので、かなり早いタイミングでわかると思います。

木村次長

現時点で、どこの施設がどうなるということをお話して、新制度とはこのようなものです、国はこう言っておりますということだけはお話できます。

保育料についてもお話しできませんし、どこの施設がどうなるということもお話できない中で、おそらくたくさん不満はあると思います。ただ、決まってからでは遅いとも思います。

事務局内でも、情報が欲しいはずだから、国の情報だけでも早くお知らせしたいという気持ちもある一方で、保育料も決まってない、どんな施設があるかもわからない状態で説明会をするのかという意見もありました。

今からは時点、時点で少しずつ情報が増えていくという状況になると思います。保護者が集まってここで話をしてほしい、母親クラブで話をしてほしいということであれば、伺って、その時点で持つ

ている情報をお話しすることは可能です。

委員

私どもはすべての保護者ではないですが、ある機会に、27年度から新しい制度が始まりますよとご案内したところ、そうですか、と全く反応がありませんでした。

制度が変わることによって、子どもたちが1号、2号、3号認定を受けるというのはわかると思うのですが、情報が出ることによって、それが、お母さん方が施設を選択する上での重要な要素になりえるのでしょうか。

委員

私たちは子どもを預ける側なので、例えば、こども園になると、幼稚園の時間帯の子たちと保育園の子たちがいっぺんに集まって、クラスが変わり、保育内容が変わると。そもそもこども園というのは一体何なのかということからわかっていないので、時間がこのような時間帯で、またさらに認定を受けないといけないというも、さっぱりわからない状態です。

また、上の子が在園している園がこども園になると、そこでまた子ども達は認定を受けなければいけないのかといったことなど、不安だらけでわからないわけです。

児童館でもこのような資料を目にすることがないので、来年第1子を幼稚園に入れるお母さんたちは焦っておられますし、幼稚園に行って、本当にここはこども園になるのかどうか聞きたいようです。でも、まだ教えていただけないので、希望している幼稚園に調理室がなければ、こども園にならないのではないか、幼稚園の状態のままなのではないかといった予想を自分たちでするしかないようです。

委員

国が保育料についてもはっきりと決めていないわけです。そのような中で、施設の立場としても、何を選択するかといわれても、選びようがありません。

全国で約1万の私立幼稚園がありますが、どこの幼稚園も非常に頭が痛いと思います。7月11日までに意向を出しますが、それは最終決定ではない。最終決定は秋になると思います。

だから、施設も市も大変だろうと思います。また、一番大変なのは、大事なわが子を預けるお母さん方です。

委員

支援施設に通われているお母さん達は、心配されている方たちが多く、私立に子ども達が流れて、公立がつぶれるようだったら、最初から私立に入れようという話もあるようです。

委員

事業者にとってずいぶん制度が変わるというのはありますが、利用者にとってそんなに変化があるのでしょうか。

木村次長

保育園に通われている方は、それほど変化はないように思います。例えその園が認定こども園になったとしても、今までと生活が変わるわけではないと思いますし、保育料が特別大きく変わると思

えません。在宅で子どもさんをみていらっしゃる方が、どこの幼稚園にするかという時に、やはり気になるところかと思います。

こども育成課にもメールや電話が入っておりますので、不安なお気持ちがあるということはわかっております。しかしながら、どの段階までお話しすればいいのか、できるのか、かえって不安を募らせてもいけないという思いもあります。

委員

お母さん方は、保育料がどのようになるかというのが一番頭にあると思います。

ただ、私立幼稚園の立場から申し上げますと、子どものためにどのような教育が一番いいかということ念頭に置いて、教育の質を考える必要があります。それから受け皿です。

委員

誤解があってはならないと思うのですが、幼稚園も教育を行うところ、保育園ももちろん養護と教育を一体的に行っていますのでご理解ください。

木村次長

もう一つ、誤解があってはいけないのでご説明いたします。調理室について、調理室がないからといって認定こども園になれないということはありません。

3歳未満児を受け入れない形で認定こども園となる場合には、3歳以上児に対しては調理室で給食を作らなくても、よそで作ったものを搬入するということも可能です。幼稚園型であっても、幼保連携型であっても、幼稚園から認定こども園に移行することができます。

宮川副会長

それでは最後に、事務連絡を事務局からお願いいたします。

田中主査

次回については、8月26日火曜日、向かいの会議室で14時から開催いたします。議題は供給体制についてが中心でございますので、よろしくをお願いいたします。

宮川副会長

大変暑い中をご審議いただきまして、ありがとうございました。